南関町社会福祉協議会キャッチフレーズ

みんな笑顔 もやいの郷 なんかん

南関町社会福祉協議会基本理念

『私たちは、地域に住む誰もが、安心して暮らせるよう支援していきます』

1 基本方針

南関町社会福祉協議会では住民の皆様や民生委員児童委員、福祉員、ボランティア、福祉 団体及び行政等関係機関との連携により、事業を遂行しています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の広がりから、経済状況の悪化による生活困窮 世帯の増加や、今まで当たり前だった地域で集まる機会の減少等、近隣との関わりにも影響 がでています。多くの人が、先の見えない不安に陥っている状況と言え、南関町においては、 令和 2 年 7 月豪雨による自然災害の脅威に晒され、被災者の方々は、日常生活が復旧するま での間、不安な時間を過ごされました。

令和3年度は、第4次南関町地域福祉活動計画(令和4年度~令和8年度)の策定に伴い、 コロナ禍を含めた、不測の事態にも対応していくため、基本理念である「私たちは、地域に 住む誰もが、安心して暮らせるよう支援していきます」のもと、地域福祉活動に取り組みま す。

2 **重点目標** (第3次南関町地域福祉活動計画を基に地域福祉活動を推進します)

(1)【支援につながる仕組みづくり】

相談者への情報提供や相談支援体制を充実させ、支援につながる仕組みづくりをすすめます。

(2)【安心して暮らせる基盤づくり】

地域の助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えるとともに、福祉サービスの提供体制の充実を図ることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりをすすめます。

(3)【気軽に参加できる環境づくり】

交流の場を充実させ、参加しやすい地域活動やボランティア活動の推進を図ることで、 社会参加の機会を図る環境づくりをすすめます。

3 重点事業

(1) 相談支援体制の充実 強化事業

- (第3次南関町地域福祉活動計画「支援につながる仕組みづくり」に関連)
- (第3次南関町地域福祉活動計画「安心して暮らせる基盤づくり」に関連)
- (第3次南関町地域福祉活動計画「気軽に参加できる環境づくり」に関連)

(2) 見守り活動の推進 強化事業

- (第3次南関町地域福祉活動計画「支援につながる仕組みづくり」に関連)
- (第3次南関町地域福祉活動計画「安心して暮らせる基盤づくり」に関連)
- (第3次南関町地域福祉活動計画「気軽に参加できる環境づくり」に関連)

(3) 第 4 次南関町地域福祉活動計画策定 新規事業

※実施する事業は、十分な感染症対策(マスク着用、消毒、密の回避等)を行います。 また、網かけにしている事業は、コロナウイルスの流行状況により実施を判断します。

4 令和3年度 新規事業

事業	計画
地域福祉事業 第4次地域福祉活動計画策定	・令和4年度~令和8年度までの社会福祉協議会の活動計画を策定します。

5 令和3年度 中止事業

事業	計画
児童福祉事業 ふくしのお仕事体験	・新型コロナウイルス感染症で重症化リスクの高い高齢者等がおられる施設では、完全な収束を迎えるまでは、施設への受け入れが困難であり、令和3年度については中止します。

6 会務の運営

(1) 理事会の開催	・本会の業務執行機関として開催します。	
(2) 評議員会の開催	・本会の運営に関する重要事項の議決機関として開催します。	

7 地域福祉活動推進

地域福祉活動支援

	= 1 151
事業内容	計 画
(1) ふれあいいきいきサロン	・コロナ禍で活動を休止しているサロンが再開する
地域での孤立を防ぐことを目的に、交流の場所作り	場合に、周知の協力や内容の助言などリーダーに
を行う活動に対して、立ちあげ支援と助成金の交付	負担がかからないよう協力します。
を行います(令和3年3月末17箇所活動)	
(2) 見守りネットワーク(福祉員活動の推進)	・地域福祉ネットワーク会議は、座席の配慮、時間
校区ごと地域福祉ネットワーク会議(座談会)を開	短縮等の配慮を行い、可能な限り実施します。
催し、地域の問題に対して早期発見、早期対応の体	
制を充実させます。	
(3)民生児童委員活動支援〈町受託事業〉	・地域で困りごとを抱える方の情報があれば、関係
定例会(月1回)での事例検討、部会ごとの勉強会・	機関、福祉員、区長等と連携し、福祉サービス利
研修等を支援し意識向上を図ります。	用や地域の見守りに繋げます。
(4) 認知症サポーターの普及推進	・認知症の症状、接し方を中心に、対象者
小中学校や地域住民、ふれあいサロンで認知症	(子ども〜大人)に併せた講座を実施します。
サポーター講座を開催します。	

(5) 地域福祉活動助成金制度の推進

住民主体の地域福祉活動の推進を目的に、行政区で 行う福祉学習、世代間交流、防災訓練等)で申請を 希望する行政区に助成金を交付します。 ・地域で適正な助成金の活用が行われるよう、計画 の段階から助言等を行い協力します。

新規

(6) 第4次南関町地域福祉活動計画策定

・地域福祉推進の実働計画として、令和4年度~令和8年度までの事業指針を町の地域福祉計画と平行して策定します。

ボランティアセンター事業

事業内容	計 画
(1)ボランティアセンター運営	・コロナ禍で活動を縮小している団体との繋がりを
ボランティアの調整を中心に、ボランティア連絡協	継続する為、ボランティア連絡協議会の定例会を
議会の事務局運営や情報の発信を行います。	実施します。
(2) 災害ボランティア活動の推進	・災害発生時には、ニーズ収集とともに、スムーズ
災害の被災状況により災害ボランティアセンター	に災害ボランティアセンターの立ち上げができる
の設置・運営と、自主防災組織による訓練等に協力	よう、平時から設置マニュアルの見直しや、協定
します。	内容の確認を行います。
(3) ボランティア協力校育成援助	・申請分野ごとに助成金を細分化し、団体の実情に
町内小中学校及び、幼稚園、認定こども園、保育園	合った活動に役立てられるよう活動内容の適正な
ヘボランティア活動助成金の交付を行います。	精査を行い、団体の適正な助成金の活用が行われ
	るよう協力します。
(4) 傾聴ボランティア育成	・傾聴ボランティア養成講座の受講者にボランティ
傾聴ボランティア団体の活動支援を行い、老人福祉	ア団体の周知を行い、会員の増員を図ります。
施設との調整を行います。	・ボランティア団体に活動場所の提案を行います。

福祉啓発事業

事業内容	計 画
(1) 福祉情報の提供、学習会	・区長、福祉員に対して、地域福祉ネットワーク会
地域や学校、ふれあいサロンで福祉に関する情報提	議で制度やボランティア等の情報を発信します。
供、学習機会をつくります。	
(2) 福祉教育の推進	・学校が希望する依頼内容に応じて実施できるよ
小中学校で福祉体験学習や認知症絵本教室などの	う、プログラムの組み立てを行います。
福祉教育を行います。	
(3) 福祉スポーツ大会	・競技に参加しない観客も楽しめるプログラムを、
町内の福祉団体、福祉施設利用者等がスポーツを通	参加団体・施設と協議し、実施します。
して親睦を深めることを目的に開催します。	

(4) 南関町健康と福祉のつどいの開催

町民の健康と福祉に対する関心を高めることを目的に町保健センターと合同で開催します。

・開催に併せて高額寄付者表彰及び、参加者へ地域 福祉に関連するアンケート調査を実施します。

高齢者福祉事業

事業内容	計画
	<u>-</u> · —
(1)居宅介護支援事業	・介護サービスや地域資源を活用し、利用者
要介護の方が適切な在宅サービスの利用を受けられる	とご家族の満足度の高いケアプランを作成
よう、介護支援専門員(ケアマネジャー)がケアプラ	します。
ンを作成します。	
(2)訪問介護事業	・利用者の要介護度と、心身の状況に応じた
要介護認定者で介護を必要とされる方が、在宅で安心	身体介護・生活援助のサービスを提供がで
して日常生活を送るために訪問介護員が家事援助およ	きるよう職員の資質向上に努めます。
び、身体介護を行います。	
(2-2)介護予防・日常生活支援総合事業	・利用者の生活の向上やニーズに合ったサー
訪問型サービス(現行相当/サービス A)	 ビス提供ができるよう職員の資質向上に努
要支援認定者及び事業対象者で介護を必要とされる方	 めます。
に、訪問介護員が家事援助を行います。また、現行相	
当に該当する方は家事援助及び身体介護を行います。	
(3) 生活支援体制整備事業〈町受託事業〉	・地域へ積極的に出向き、生活支援の担い手
生活支援コーディネーターが月 1 回行われている協議	や資源を把握し、地域活動への協力依頼や
体に参加し、ニーズの把握やサービスの開発等に取り	働きかけを行います。
組み、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体	
制の充実を推進します。	
(3-2) もやい生活支援サービス事業	・生活支援の担い手の発掘や育成に努め、サ
ご近所のちょっとした困りごとを住民同士が支え合う	ービスの有効活用に繋げます。
サービスとして会員相互の援助活動の実施を進めま	
ਰ _。	
(3-3) みまもり弁当宅配へ協力	・ケアマネジャー等の支援者へ情報提供を行
生活支援コーディネーターが要介護状態にある方のケ	 い、利用に繋げます。
アマネジャー及び町内の弁当取扱店と連携し、町商工	
会の弁当宅配事業への協力を行います。	
(3-4) 買物つきそいサポート	・もやい生活支援サービスの協力会員が買い
有償の介助者が付き添い、安心して買い物ができる体	物の付き添いを行い、安心して買い物がで
制を生活支援コーディネーターが調整役となり実施し	きるよう支援します。
ます。	

(4) 移送サービス事業〈町受託事業〉

町内に居住する65歳以上の高齢者等で、公共交通機 関の利用が困難な方に対して、医療機関への移送サー ビスを行います(※原則として町内)

- ・受診の為の交通手段の提供と、安全なサービス実施に努めます。
- (5) 一人暮らし高齢者誕生お祝い(75歳以上対象)

民生児童委員協力のもと、対象者へ粗品及び保育園・ 幼稚園・幼児園の子ども達の手作りプレゼントを届け ます。 ・対象者の安否確認に繋げ、不在の対象者へ の対応を行います。

(6) 認知症家族支援の会育成援助

助成金交付と活動支援及び、介護者の交流会を開催 し、情報交換を行います。 ・地域包括支援センターと連携し、介護の悩みを持っておられる方に対して積極的に周知を行います。

児童福祉事業

事業 内容	計 画
(1) 夏休みひまわり教室	・新型コロナウイルスの流行状況により、
小学生を対象に福祉学習、学習支援等を行います。また、様々	対象の限定、内容の縮小等により実施
な世代とふれあう機会を提供します。	します。
(2)世代間交流事業	・新型コロナウイルスの流行状況により、
町福祉課主催の子どもと高齢者の世代間交流事業に協力し	時間短縮や内容の縮小等を町福祉課と
ます。	協議します。
(3) ファミリー・サポート・センター〈町受託事業〉	・利用体験会の開催を増やし、利用数の
児童の預かり支援を希望する人と援助を行うことを希望す	増加に努めます。
る人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。また、	・新規協力会員の幼児安全法の受講を進
協力会員の養成を進めます。	めます。

障がい者福祉事業

事業内容	計画
(1) 障害福祉サービス事業	・利用者のニーズに合ったサービス提供ができるよう職
障がいのある方に対して、ホームヘルパーが	員の資質向上を図り、安定したサービスが提供できる
身体介護や家事援助を行います。	よう体制を強化します。
(2)身体障害者福祉協議会育成援助	・身体障害者福祉協議会の運営に対して、必要な支援や
助成金交付及び団体の活動を支援します。	助成金の交付を行います。
(3)精神障害者家族会育成援助	・精神障害者家族会運営に対して、必要な支援や助成金
助成金交付及び団体の活動を支援します。	の交付を行います。

(4) クリスマスイベント協力

ボランティアを調整し、障害者支援施設のクリスマスイベントで利用者にクリスマスプレゼントをお渡しします。

・対象施設の受け入れ状況により、訪問による協力また は、プレゼント配布のみを実施します。

住民生活支援

工八工/口义]友	
事業内容	計画
(1) 心配ごと相談〈町受託事業〉	•相談内容が専門知識を必要とする場合
相談会を毎月第2、第4木曜日に開催します。	は、法律相談、専門相談の情報提供を
	行います。
(2)法律相談〈町受託事業〉	・無料法律相談会(年5回)を防災行政
法律分野の知識を必要とする悩みを、相談会を開催し弁護士	無線や広報誌等を活用し周知します。
より回答いただきます。	
(3) 司法書士・行政書士専門相談〈町受託事業〉	・専門家による相談会を年1回開催し、
遺産相続や成年後見制度など、専門分野に特化した相談	相続、遺言など身近な案件に対応しま
会を開催します。	す。
(4) 生活困窮者等自立相談支援事業〈県社協受託事業〉	・経済的困窮や離職などの相談を受け、
生活が困窮状態の方の相談援助、就労支援などを行います。	支援計画の作成や他機関と協力しあ
	い、相談者が自立した生活ができるよ
	うに支援を行います。
(5) 消費者行政ネットワークへの参加	・個別ケース検討会議など、支援に繋げ
町の消費者相談窓口(総務課)との連携・体制強化を目的に	る為に必要な情報を行政、他機関と共
関係機関、専門家との意見交換を定期的に行います。	有し、連携を図ります。
(6)地域福祉権利擁護事業〈県社協受託事業〉	・事業対象でない相談者の場合は、預か
判断能力が不十分な高齢者、認知症の方、障がいのある方等	りサービスや成年後見制度等の情報
に対し相談援助や金銭管理等の生活支援を行います。	提供を行います。
	・定期的な支援計画の評価を行い、利用
	者の意思を尊重した支援に努めます。
(7) 預かりサービス	・利用者の意思を尊重した支援計画の作
地域福祉権利擁護事業に該当しない方、施設入所者などに対	成と、定期的な評価を行い、必要があ
し、通帳、印鑑などの預かりサービスを行います。	れば後見制度等の利用を提案します。

厚生援護活動

事業内容	計 画
(1)福祉金庫貸付	・活用できる制度やサービス等の情報
一時的に生活が困窮している世帯の経済的自立を目的に、必	提供、返済計画も含め事前に十分な
要な資金の貸し付けを行います。	相談支援を行います。
(2) 生活福祉資金貸付〈県社協受託事業〉	・特例貸付(新型コロナウイルス等)
低所得世帯、障害者又は高齢者世帯など、安定した生活に向	が実施される場合は、申請窓口とし
けた支援を目的に、一時的に必要な資金の貸し付けを行いま	て広報等による周知や、生活困窮者
₫.	等自立支援事業との連携した支援
	を行います。
(3)高額療養費貸付	・医療費の支払いが困難な世帯に対し
医療費の支払いが一時的に困難な世帯に対して、自己負担額	て、安心して治療を受けることがで
を除いた額の貸付を行います。	きるよう貸付を行います。

7 社協経営基盤強化 広報活動

事業内容	計画
(1) 社協だより	・幅広い世代に興味を持っていただけるよう
社協広報誌を発行します。(年5回発行)	に、見やすい誌面作り、福祉に関する情報・
	活動などを広く掲載します。
	・ボランティア連絡協議会の会報を年 1 回
	発行します。
(2) ホームページ	・インターネットを活用される住民へ情報を
福祉に関する情報や地域活動等を掲載し発信します。	発信し、本会事業への理解を進めます。

財政基盤強化

事業内容	計画
(1)社会福祉協議会会員募集(7月)	・地域福祉活動助成金を始め、地域に還元できる事業を
社協事業に対する住民の理解と、社協会	展開し、会員加入の増加に努めます。
員の増員による財源を確保します。	
(2) 受託事業・介護保険事業	・職員の資質向上を図り、地域住民や利用者に質の高い
職員研修によるサービスの資質向上を図	サービスを提供できるよう努めます。
り財源の確保や経営の効率化に努めま	
ਰ .	

体制強化

事業内容	計画
(1) 理事・評議員の研修開催	・県社会福祉協議会が開催する研修会に本会理事・評議
理事・評議員の研修を開催します	員に参加していただきます。
(2) 職員体制の充実	・業務の能率向上を図るとともに、県社会福祉協議会等
	の開催する研修等に参加し、資質向上に努めます。

共同募金•日赤事業

事業内容	計画
(1)共同募金運動(10月~12月)	・募金を財源とした事業(配分金事業)を広報誌やホー
戸別募金、街頭募金、学校募金、法人募	ムページ、事業実施時に住民の皆様に伝え、今後の募
金、職域募金、イベント募金などを行い	金運動に繋げます。
ます	
(2) 赤十字事業推進運動(5月)	・住民へ分かりやすい周知を行い、赤十字運動を進めま
日本赤十字社の活動に賛同し、活動を支	す 。
える会員と活動資金を募集します。	

令和 3 年度月別事業予定

令和3年 4月	ボランティア協力校、サロン、福祉団体助成金報告受付 各種事業実績報告書提出受付 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
5月	赤十字運動月間(社資募集) 理事会・評議員会(決算) 地域福祉ネットワーク会議(全地区第1回) 南関町ボランティア連絡協議会総会 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
6月	ふれあいいきいきサロンリーダー情報交換会(第 1 回) 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
7月	社協会員募集 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
8月	夏休みひまわり教室 世代間交流(町福祉課と共催) 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
9月	共同募金運営委員会 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
10月	赤い羽根共同募金運動開始(10月~12月末) 理事会 共同募金(戸別募金) 福祉スポーツ大会 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
11月	健康と福祉のつどい(町保健センターと共催) 共同募金・関所まつりバザー) 心配ごと相談・行政相談 地域福祉ネットワーク会議(全地区第2回) 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
12月	共同募金(イベント募金・法人募金・街頭募金・職域募金) クリスマス行事(うすま苑) 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
令和 4 年 1 月	もぐら打ち協力(民生児童委員) 心配ごと相談・行政相談 民生委員児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会

2月	心配ごと相談・行政相談 民生児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会
3月	予算(理事会・評議員会) 共同募金審査委員会 ふれあいいきいきサロンリーダー情報交換会(第2回) ボランティアだより発行 ボランティアカレンダー発行 心配ごと相談・行政相談 民生児童委員定例会 ボランティア連絡協議会定例会

【通年実施】

- ・福祉サービスに関する苦情相談の受付
- ・関係機関との連絡調整
- ボランティアセンター運営
- ・ボランティアの登録および活動支援
- ・福祉用具等貸し出し事業
- 地域福祉権利擁護事業
- 預かりサービス
- 福祉金庫貸付事業
- ・生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金等 の貸付窓口業務
- ・ 移送サービス事業 (受託事業)
- ・ふれあいサロン活動の推進
- 福祉体験学習(小学校 中学校)
- •無料法律相談(年5回)(受託事業)
- ・被災者への見舞金、救援物資の贈呈(共募、日赤)・あんしんサービス
- 民生児童委員活動支援(受託事業)
- ・ 傾聴ボランティア育成

- ・認知症サポーター普及推進
- ・認知症家族支援の会支援
- ・災害ボランティア活動
- ・福祉情報の提供・学習会
- 生活困窮者等自立支援事業
- ホームページによる情報提供
- ・区の地域福祉活動へ協力(地域福祉活動助成金)
- ・ 自主防災組織へ協力(地域福祉活動助成金)
- ファミリー・サポート・センター事業(受託事業)
- 生活支援体制整備事業(受託事業) 協議体運営
- もやい生活支援サービス
- 訪問介護事業
- 障害福祉事業
- 買物つきそいサポート
- 第4次地域福祉活動計画策定